

(案)

教育大綱

上 三 川 町



はじめに

地方公共団体が行う教育行政には、公立学校の設置・管理、公民館・図書館等社会教育施設の設置・管理、各種教育事業の実施、各種教育団体の支援、家庭教育の支援、就学援助事業の実施など、きわめて幅広いものがあります。広義では、学術・文化の振興、文化財の保存活用、スポーツの振興なども含まれます。

こうした教育行政は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）において、首長と教育委員会の基本的な役割分担が定められており、本町でも、これまで第6次総合計画において「人が輝き文化が香る教育文化のまち」を基本目標に、町長部局と教育委員会それぞれがその役割を果たし、人づくりを基本とした生涯学習や学校教育の充実に力を注いできたところです。

このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、首長が「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱「教育大綱」を示すことになりましたので、この「上三川町教育大綱」を人づくりの根幹となる理念や目標となるものと捉え位置づけることにしました。多様で変化の激しい社会の中でも、自らの力で、自分の未来を力強く切り拓いていける人間を育てるため、町長部局と教育委員会が相互の連携を図っていくことが大切であると考えております。

今後は、「上三川町教育大綱」を基に、社会環境の変化や町民の皆様のニーズに適切に対応しながら、生きる力を備えた心豊かで逞しい人間が育まれるよう、町長部局と教育委員会が一体となり、本町のさらなる教育の充実に向け全力で取組むとともに、家庭や学校、地域コミュニティ、行政が一体となった社会総ぐるみの人づくりを推進し、次代に輝く安心・活力のまち上三川を目指してまいります。

教育大綱策定の趣旨

平成27年4月施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、教育委員会とより一層連携を図りながら教育行政を推進することを目的に、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、地方公共団体の実情に応じた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することとされています。

このことを受け本町では、これからの上三川町を担う人づくりの方向性を明らかにするため、「上三川町の教育大綱」を策定しました。

上三川町民憲章

わたくしたちは、上三川町民であることに誇りをもち、さらに、一層の発展をめざし、明るく住みよい郷土を築くため、この憲章を定めます。

- 一、 心身をきたえ、教養を深め
文化の高い町をつくりましょう
- 一、 郷土を愛し、環境をととのえ
住みよい町をつくりましょう
- 一、 互いに励まし、心をふれあい
明るい町をつくりましょう
- 一、 勤労をとうとび、産業をさかんにし
豊かな町をつくりましょう
- 一、 きまりを守り、よい家庭を築き
平和な町をつくりましょう

教育大綱

基 本 理 念

～未来へつなく、心豊かで逞しい人を育てます～

基 本 方 針

～町民一人一人の個性と能力を伸ばし、夢を実現させるために～

- ・ 生きる力の育成

多様化する社会を生き抜く力を育てます

- ・ 自己実現

自分の未来を、自分の力で力強く切り拓いていく力を育てます。

- ・ 文化が香るまちの推進

生涯にわたって学び続け、誰もが活躍できる環境づくりに努めます。

- ・ 地域コミュニティの形成

地域を元気にし、地域がまちを支える社会を育てます。

- ・ 生命の尊重

人を思いやり、人とのつながりを大切にする心を育てます。

教育大綱を実現するための施策等

本町の教育大綱を実現するための具体的な施策については、「上三川町総合計画」を上位計画とした「学校教育の方針」、「生涯学習まちづくり推進基本構想・基本計画」、「男女共同参画計画」、「人権教育・啓発推進基本計画」のほか、それぞれの分野ごとの下位計画と相互に連携を図りながら、本町の目指す人づくりを進めます。

上三川町教育行政の計画体系図

